

## 船舶事故調査報告書

令和3年2月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年5月30日 15時07分ごろ
発生場所	京都府伊根町本庄沖 本庄港北防波堤灯台から真方位095° 1.7海里付近 (概位 北緯35° 45.1′ 東経135° 17.4′)
事故の概要	遊漁船マンボウ丸は、南東進中、また、プレジャーボートシーウォーカーは、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年6月18日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 マンボウ丸、4.82トン 251-7966 京都、個人所有 B プレジャーボート シーウォーカー、5トン未満（長さ6.39m） 260-38028 京都、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	軽傷1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船首ブルワークに亀裂、左舷船首外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、遊漁を終え、伊根町東方沖を約10.5ノットの対地速力で、船長Aが操舵室で手動操舵として操船に当たり、船首浮上により船首方に死角が生じた状態で南東進中、船首部がB船と衝突した。 船長Aは、船首を南東に向ける際、他船を見掛けなかったため、航行の支障となる船舶がないと思い、その後も同じ針路及び速力で航行を続けていた。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、伊根町東方沖で、船首を北東方に向けて機関を停止し、釣りをしながら漂流中、船長Bが、航行する他船が漂流中のB船を避けて通過すると思い、漂流を続けたところ、間近となったA船を認め、大声で叫んだもののA船と衝突した。
分析	A 船は、船首浮上により船首方に死角が生じていた状態で南東進中、船長Aが、前路に航行の支障となる船舶がないと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、B船に気付かず、B船と衝突し

	<p>たものと考えられる。</p> <p>B船は、釣りをを行いながら漂流中、船長Bが、航行する他船が漂流中のB船を避けて通過すると思い、漂流を続けたことから、A船に気付くのが遅れ、衝突を避ける措置を採ることができず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が船首方に死角が生じていた状態で南東進中、B船が漂流中、船長Aが、前路に航行の支障となる船舶がないと思い、航行を続け、また、船長Bが、航行する他船が漂流中のB船を避けて通過すると思い、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、前路に他船がないと思わず、船首方に死角が生じる場合は、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、周囲の状況を目視のみで判断せず、双眼鏡を用いて確認し、また、レーダーのない小型船舶では、レーダーを設置することが望ましい。</li> <li>・ 船長は、航行する他船が漂流中の船を避けて通過すると思わず、常に周囲の状況を把握し、早期に他船の接近に気付き、衝突を防止するための必要な措置を採ること。</li> </ul>